

参考2

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策

違法ドラッグとは

- 麻薬類似の有害性が疑われる物質で、アダルトショップ、インターネット等で販売されている
- 乱用による健康被害、麻薬等の乱用へのゲートウェードラッグ(入門薬)となるおそれ

現在の対応

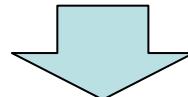
薬事法上の医薬品に当たることを立証し、無承認無許可医薬品として取締り

[問題点]

- 人体摂取を目的としない医薬品以外の物であるかのように偽装され
迅速かつ実効ある取締りが困難

他の 違法ドラッグ対策

- (1) 麻薬に指定すべきものは迅速に指定
- (2) 亂用防止啓発



薬事法改正による違法ドラッグの規制

○物質を指定して規制(指定薬物)

- ・幻覚等を有する一定の物質*を厚生労働大臣が指定

*指定薬物

・幻覚や中枢神経系の興奮、抑制の作用を有し、乱用されるおそれのある物質

・具体的には麻薬類似化学物質、亜硝酸エスチル類、幻覚植物成分から物質を個別に指定する予定

○指定薬物の製造等を禁止

- ・医療、産業用等の一定の用途に供する場合を除き、製造、輸入、販売等を禁止

○指定薬物である疑いがある物品の検査命令等

- ・厚生労働大臣又は知事は、指定薬物の疑いがある物品の検査を命令できる。検査命令を受けた者は、検査中は当該物品の製造、輸入、販売等を禁止

○違反行為に対する罰則を強化

- ・無承認無許可医薬品:「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」→「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」

施行期日:公布日(平成18年6月14日)から1年以内の政令で定める日